

公 告

第一種大規模小売店舗立地法特例区域を次のとおり変更したので、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第38条第1項において準用する同法第37条第2項の規定により公告する。

令和6年4月12日

静岡市長 難波 喬 司

次の区域（次の区域）

静岡市清水区袖師町1575番地52、1575番地62の一部及び1575番地64並びに同区島崎町149番地6の一部、149番地27、149番地37の一部、149番地38、149番地39及び149番地57の一部

(別図)

変更後の第一種大規模小売店舗立地法特例区域

